

資料－55 災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書

たつの市（以下「甲」という。）と株式会社ユーパック（以下「乙」という。）及びセツカートン株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時における応急生活物資（以下「応援物資」という。）の供給に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある場合において、避難所の設営等に必要な物資の調達に関し必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、応援物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請を可能な限り受諾するよう努めるものとする。

（応援物資の種類）

第3条 応援物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） 段ボール製簡易ベッド
- （2） 段ボール製シート
- （3） 段ボール製間仕切り
- （4） その他乙及び丙の取扱商品

（物資の納品等）

第4条 乙及び丙は、甲の指定する場所に応援物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は、職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙及び丙は、可能な限り段ボール製簡易ベッドの組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう努めるものとする。

3 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物資の回収）

第5条 乙及び丙は、納品した段ボール製簡易ベッドの使用が終了し、甲から依頼があったときは、可能な限り段ボール製簡易ベッドの回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙及び丙に対し、第4条の規定により納品された応援物資の費用及び運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条に規定する費用の請求書を受け取ったときは、30日以内に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、この限りでない。
(連絡窓口)

第8条 甲並びに乙及び丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知するものとする(連絡窓口を変更した場合を含む。)
(情報の共有等)

第9条 甲並びに乙及び丙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、災害に係る情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。
(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲並びに乙及び丙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。
(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年8月31日

(甲) 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市長 山本 実

(乙) 兵庫県たつの市神岡町大住寺1019番地
株式会社ユーパック
代表取締役 山口 恭弘

(丙) 兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地
セツカートン株式会社
代表取締役 丹羽 俊雄

第 年 月 日 号

社 名
代表者 様

たつの市長



救 援 物 資 供 給 要 請 書

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（たつの市連絡担当者）

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

年 月 日

たつの市長

様

社 名

代表者

救 援 物 資 供 給 完 了 報 告 書

災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書第4条の規定により、次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

(連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	